

<法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積の一覧>

法令の基準適合義務及び事前協議については、下表の面積以上の建築物が対象となります。

| 用途 | バリアフリー法の基準適合義務対象床面積 | 事前協議対象面積 |
|-------------------------------|----------------------|-------------------|
| 盲学校・聾学校・養護学校 | ※ 1000m ² | 300m ² |
| 小、中、高、大学・専門学校・専修学校・各種学校等 | 2000m ² | 300m ² |
| 幼稚園 | × | 300m ² |
| 病院・診療所 | ※ 1000m ² | 100m ² |
| 劇場・観覧場・映画館・演芸場 | 2000m ² | 300m ² |
| 集会場・公会堂 | 2000m ² | 300m ² |
| 展示場 | 2000m ² | 300m ² |
| 卸売市場 | × | 300m ² |
| 百貨店・マーケット・物販店 | 2000m ² | 100m ² |
| ガソリンスタンド | 2000m ² | 100m ² |
| ホテル・旅館 | 2000m ² | 300m ² |
| 保健所・税務署等 | ※ 1000m ² | 300m ² |
| 事務所(上記以外) | × | 300m ² |
| 共同住宅・寄宿舎・下宿 | × | 300m ² |
| 老人ホーム・福祉ホーム等 | ※ 1000m ² | 300m ² |
| 保育所・福祉ホーム等(上記以外) | × | 300m ² |
| 老人福祉センター・身体障害者福祉センター等 | ※ 1000m ² | 300m ² |
| 児童厚生施設 | 2000m ² | 300m ² |
| 一般公共用の体育館・水泳場 | ※ 1000m ² | 300m ² |
| 上記以外の体育館・水泳場・運動施設等 | × | 300m ² |
| ボーリング場・遊技場 | 2000m ² | 300m ² |
| 博物館・美術館・図書館 | ※ 1000m ² | 300m ² |
| 公衆浴場 | 2000m ² | 300m ² |
| 飲食店 | 2000m ² | 100m ² |
| 上記以外のキャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等 | × | 300m ² |
| 郵便局・銀行・質屋・貸衣装屋等のサービス業を営む店舗 | 2000m ² | 100m ² |
| 理髪店・美容室・クリーニング取次店等 | 2000m ² | 30m ² |
| 自動車教習所・学習塾・華道教室・囲碁教室等 | × | 300m ² |
| 工場 | × | 300m ² |
| バス・船・空港ターミナル施設 | 2000m ² | 300m ² |
| 一般公共用の駐車場 | 2000m ² | 300m ² |
| 上記以外の駐車場 | × | 300m ² |
| 公衆便所 | 50m ² | 30m ² |
| 公共用歩廊 | 2000m ² | × |

※1000m²への引き下げは条例によるもの

熊本県事業の紹介



ハートフルパス(障がい者等用駐車場利用証)制度

県では障がい者等用駐車場利用の適正化を図るため、ハートフルパス制度を推進しており、御協力いただける施設を募集しています。

- 制度のポイント**
- 1 協力施設として登録されると、施設名を県庁ホームページに掲載するなど周知するとともに、入口と駐車場に掲示するステッカーを県から交付します。
 - 2 利用証(一定の基準に該当する歩行困難な方に県が交付)の掲示が必要のため、障がい者等用駐車場の不適正利用の減少が期待できます。
 - 3 施設のイメージ向上やハートフルパス利用者の来客数の増加が期待できます。

●制度の詳細や登録方法等については、下記までお問い合わせください。

熊本県健康福祉政策課福祉のまちづくり室

☎096(333)2202 県ホームページ

おでかけ安心トイレ普及事業

高齢者、障がい者、乳幼児連れの方など誰もが、トイレの心配をすることなく外出できるようにするため、一定基準を満たすトイレを、施設の利用者以外も利用可能としている公共施設や民間施設を対象に、協力施設として募集し登録を行い、様々な方法でそのトイレの情報発信を行っています。

●制度の詳細や登録方法等については、下記までお問い合わせください。

熊本県健康福祉政策課福祉のまちづくり室

☎096(333)2202 県ホームページ

民間建築物のUD改修に対する助成

県では、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすいよう改修をされる際に、市町村とともに建築費の一部を助成する制度(UD建築物整備促進事業)を設けています。助成額は**200万円**、または**50万円**※を限度とし、一定の基準を満たすことが必要となります。

※市町村が確保している予算、実施工事の内容によって変わります。

●利用できる市町村や助成条件などは、下記までお問い合わせください。

熊本県土木部建築課アートポリス・UD班

☎(096)333-2537 県ホームページ

障がい者や高齢者の住宅改造に対する助成

在宅の重度障がい児・者や要介護高齢者の世帯に対し、自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる住宅改造に必要な経費について一部助成します。

●詳しくは、お住まいの市町村役場の福祉担当課へお問い合わせください。